

茨城工業高等専門学校コンプライアンス推進副責任者に関する規則

〔平成27年4月9日〕
制 定

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）における公的研究費等の取扱いに関する規則第6条第3項に基づき、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるコンプライアンス推進副責任者に関し、必要な事項を定めるものとする。

(コンプライアンス推進副責任者)

第2条 責任者は、役割の実効性を確保するため、責任を統括する役割を担った上で、本校にコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を置き各学科長、一般教養部長及び事務部長をもって充てる。

附 則

この規程は、平成27年4月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。